

手続開始の公示 兼 入札説明書

次のとおり、簡易公募型競争入札（業務体制確認型）の手続を開始します。

2026年3月25日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 建設事業本部長 下田 健司

1 業務概要

(1) 業務名

用地現況平面図修正測量等業務（2026）

(2) 履行期間 別表－1「履行期間」のとおり

(3) 業務内容 別表－1「業務内容」のとおり

(4) 本業務は、参加表明書等の提出をもって参加表明とみなし、価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式によって落札者を決定する簡易公募型競争入札方式の対象業務である。

(5) その他

- ①本業務は、入札及び資料の提出を原則として電子入札システムで行う対象業務であり、阪神高速道路株式会社（以下、「阪神高速」という。）ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。
- ②本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。Hi-TeLus ユーザー登録申請書を別添様式－14により作成し、参加表明書等と共に提出すること。なお、契約締結しなかった場合には、ユーザー登録をせず、阪神高速にて破棄する。
- ③本業務は、担い手の確保を目的として、若手技術者の配置に対する評価及び管理補助技術者を配置することができる業務である。管理補助技術者を配置した場合、予定管理技術者に代えて、管理補助技術者の資格、業務経験、手持ち業務を対象に技術評価を行うものとする。

2 用語の定義

本業務に関連する交付図書において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおり。

- (1) 確認基準日 手持ち業務、企業の業務実績、技術者の業務経験の確認の基準日をいう。確認基準日は、別表－3「競争参加資格の確認基準日」のとおり。
- (2) 参加表明書等 別添様式－1から様式－15及びそれらの記載内容を確認するための添付資料をいう。ただし、作成及び提出を求めている様式に限る。

3 契約担当部署

別表－3「担当部署」のとおり

4 競争参加資格

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 本業務を対象に定める技術的要件

別表－2に示す競争参加資格・要件等（基本的事項・企業の能力・配置予定技術者の能力）を満たすこと。

(2) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 参加表明書等の提出期限の日から開札時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

(6) 入札者間の資本・人的関係等

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は、別添参考－2「資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について」を参照のこと。

(7) 業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

①再委託の内容が主たる部分の場合

②業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争については、下記7に基づく参加表明書等の提出をもって参加表明とみなすとともに、当該提出書類に基づき、競争参加資格の有無について確認する。なお、参加表明書等の作成及び記載内容に関する留意事項は、各別記様式に記載の「作成上の留意点」及び別紙－4「申請書等作成の手引き」を参照のこと。

(2) 競争参加資格の確認は、別表－3「競争参加資格の確認基準日」をもって行うものとし、その結果は、電子入札システムにより通知する。通知日については、別表－3「競争参加資格確認結果の通知日」のとおり。なお、電子入札システムによる通知が困難な場合は、電子メールにより通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、契約責任者に対して非選定理由について説明を求めることができる。書面は持参するこ

と。また、この回答は、説明を求める事ができる最終日の翌日から5日以内（休日を含む。）に書面により行う。

(3) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明要求の受付場所・期間・時間 別表-3 のとおり

6 設計図書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間 別表-3「設計図書等の交付期間」のとおり

(2) 交付方法 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記3の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

(3) 交付図書のダウンロード手順 (2)のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

7 参加表明書等の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間 別表-3「参加表明書等の提出期間」のとおり

(2) 提出場所 別表-3「担当部署」のとおり

(3) 提出方法 下記①、②又は③のいずれかによること（詳細は、電子入札運用基準参照）。

①電子入札システムにより、参加表明書等及び添付書類・見積書を提出するものとする。（電子ファイルサイズは合計3MB以内）

②電子入札システムにより、必要事項を記載した電子ファイル（電子入札運用基準・様式4）を送信し、参加表明書等は上記(2)の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス（以下「電子メール等」という。）により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。（電子ファイルサイズが合計10MBを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること。）

③上記①、②によることが困難な場合、又は阪神高速の承諾を得て紙入札とする場合は、電子入札運用基準に従い必要書類一式1部（データを含む。）を上記(2)の提出場所へ持参又は郵送等により提出するものとする。

8 質問の受付期間及び回答

(1) 本業務に関連する交付図書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。なお、「質問」の欄には見積内容、会社名等を記載しないこと。

①提出期間 別表-3「本業務に関連する交付図書に対する質問の提出期間」のとおり

②提出場所 別表－３「担当部署」のとおり

③提出方法 原則、電子メール等によること。なお、電子メール等によることが困難な場合は書面持参による提出、郵送等によることができるものとする。

(※電子メール等による場合には、オリジナルデータ(別紙－３)により作成し、PDF及びオリジナルデータ(別紙－３)を送付すること。)

(※電子メール等の場合には、着信を確認すること。)

(２) 質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から３日(休日を含まない。)以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所 阪神高速ホームページ(建設コンサルタント業務等の入札公告ページ)。

②閲覧期限 別表－３「本業務に関連する交付図書への質問に対する回答の閲覧期限」のとおり。

9 参加表明書等に関するヒアリング

別表－３「ヒアリングに関する事項」のとおり

10 参加表明書等の無効

(１) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書等を無効とするとともに、競争参加停止の措置を行うことがある。

(２) 提出された参加表明書等が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書等を無効とし、競争参加資格を認めない。

①参加表明書等の全部又は一部が提出されていない場合

②参加表明書等と無関係な書類である場合

③他の業務の参加表明書等である場合

④白紙である場合

⑤入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

⑥その他未提出又は不備がある場合

(３) 参加表明書等の記載内容を証明する資料の提出を求めている場合において、証明する資料の提出がないとき又は証明する資料に不備があるときは、記載内容が阪神高速の発注業務であっても、当該記載内容を認めない。

11 参加表明書等の評価基準

(１) 参加表明書等の評価項目、評価基準及び評価の重み

別表－４のとおり

12 総合評価に関する事項

(１) 総合評価落札方式の仕組み

入札参加者は価格をもって入札し、提出された参加表明書等の評価に応じて付与する技術評価点及び入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値(評価値＝技術評価点＋価格評価点(別紙-1.2参照))を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札者とする。技術評価点及び価格評価点

の満点は、別表－4「技術評価点（A）」及び「価格評価点（B）」のとおり。

(2) 上記の(1)において評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

13 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 電子入札システムによる入札の締切

別表－3「入札の締切」のとおり

(2) 郵送等による入札書の締切（紙入札参加の承諾を得た場合）

別表－3「入札の締切」のとおり（郵送等の宛先は、別表－3「担当部署」のとおり。直接（持参）入札、FAXによる入札及び電子メールによる入札は認めない。）。また、阪神高速からの競争参加資格確認結果通知書の写しを、入札書を入れた中封筒と共に表封筒に入れて郵送等すること。

(3) 開札日時

別表－3「開札日時」のとおり

(4) 開札場所

別表－3「開札場所」のとおり

(5) 開札は、複数の阪神高速社員を立ち合わせて行う。なお、開札後、入札を辞退した場合は競争参加停止措置を行うことがある。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 別表－1「入札保証金」のとおり

(2) 契約保証金 別表－1「契約保証金」のとおり

15 入札の無効

競争参加資格がない者のした入札、参加表明書等に虚偽の記載をした者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

16 落札者の決定方法

落札者の決定は、参加表明書等の提案者から競争参加資格の確認がなされた者の中で上記12の方法で決定するものとする。落札者となるべき者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も評価値の高い者を落札者とすることがある。

17 調査基準価格を下回った場合等の措置

最も評価値の高い者が、調査基準価格を下回って入札を行った場合は、落札者の決定を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機

関の意見照会等の調査（低入札価格調査）を行い、落札者の決定をする。落札者は、この調査の際に提出した資料の内容に基づき業務を行うものとする。

18 参加表明書等に記載された内容の変更

- (1) 落札者決定後、資格要件を満たしていないことが判明した場合、契約を結ばないことがある。
- (2) 提出された参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。また、配置予定技術者として様式ー4～7により申請した管理技術者等（管理補助技術者、照査技術者、担当技術者を含む。）は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護、受注者の責によらない事由により履行期間が延期となる場合等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、発注者と協議の上、変更を認める。

19 手続における交渉の有無

別表ー1「手続における交渉の有無」のとおり

20 契約書作成の要否

要。別添契約書（案）により、契約書を作成するものとする（本件は電子契約を推奨。）。

21 支払条件

別表ー1のとおり

22 再苦情の申立てに関する事項

別表ー1「再苦情の申立て」のとおり

23 関連情報を入手するための照会窓口

別表ー3「担当部署」のとおり

24 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を、当該業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

別表ー1「随意契約予定の有無」のとおり

25 その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊工事請負等入札要領及び別冊契約書案を熟読し、工事請負等入札要領を遵守すること。
- (3) 上記4（1）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書等を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、開札

の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (4) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された参加表明書等は返却しない。なお、提出された参加表明書等は、この競争手続の実施及び契約の履行確認以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (6) 参加表明書等の内容に不明な点等があれば、問い合わせを行うことがある。
- (7) 入札参加を認め又はその資格を与えた者が契約の締結までの間に阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則別表に掲げる措置要件に該当すると認められたときは、その者の入札参加資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- (8) 受注者は、契約締結後 20 日以内に暴力団等排除のための誓約書（以下「誓約書」という。）を発注者に提出しなければならない。また、受注者は下請負承諾願に記す下請負者すべての誓約書についても、それぞれから提出を求め、発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金額が 500 万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の場合には適用しない。
- (9) 入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係政府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

以上

業務内容及び入札・契約方式等

業務名	用地現況平面図修正測量等業務（2026）	
業務の目的	本業務の目的は、大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線における、阪神高速道路株式会社が保有する数値地形図データの修正・更新及び兵庫県道高速大阪西宮線・神戸西宮線における数値地形図データと現況の変化箇所の抽出等調査を実施するもの。また、大阪湾岸道路西伸部及び供用路線等における用地取得・移管等に伴う調査・測量等を実施するものである。	
業務内容	本業務に係る特記仕様書記載のとおり。	
業務期間	契約締結日の翌日	から 2027年5月31日 まで
WTO協定対象	×対象外	
競争方式	簡易公募型競争入札	
選定方式	総合評価落札方式	
Hi-TeLusの適用	○対象	
担い手確保施策	○対象	
手続における交渉の有無	×無	
随意契約予定の有無	○有	本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
火災保険付保の要否	×否	
見積書審査方式	×対象外	
見積依頼項目及び条件等	-	
設計審査補助業務の受注実績	認定	×適用対象外
	評価	×評価対象外
その他適用方式等	-	
保証金 前払金 等	入札保証金	免除する。
	契約保証金	免除する。
	前金払	○有（請負金額の30%を超えない範囲とする。）
	部分払	○有（業務期間中4か月に1回までとする。）
再苦情の申立て	<p>競争参加資格がないと認めた理由又は非選定の理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、当該回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。</p> <p>（1）受付窓口：別表-3の「担当部署」</p> <p>（2）受付時間：毎日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。）</p> <p>午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで</p>	

注)各入札・契約方式等の詳細については、別紙を参照のこと。

競争参加資格・要件等

業務名	用地現況平面図修正測量等業務（2026）	
基本的事項		
企業の形態	単体企業	
J V 構成	-（設定なし）	
一般競争参加資格	下記の一般競争参加資格の認定を有すること。	
認定年度	2025～2028年度	
種別	測量	
地域要件	設定あり（近畿2府4県）	
企業の能力		
実績対象期間	過去 15 年度分までの業務実績が対象 （2011年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。）	
業務実績	下記の同種業務及び類似業務のいずれかと用地測量の実績を有すること。	
同種業務	以下の地域区分、縮尺（精度）、測量面積を満たす現地測量もしくは修正測量業務。 ・地域区分：大市街地・市街地（甲）・市街地（乙）・都市近郊のいずれか（各々の組合わせ可） ・縮尺（精度）：地図情報レベル100～250 ・測量面積：185,000㎡以上	
類似業務	以下の地域区分、縮尺（精度）、測量面積を満たす現地測量もしくは修正測量業務。 ・地域区分：大市街地・市街地（甲）・市街地（乙）・都市近郊のいずれか（各々の組合わせ可） ・縮尺（精度）：地図情報レベル300～500 ・測量面積：185,000㎡以上	
用地測量	近畿2府4県で実施した用地測量業務 （地域区分、縮尺、測量面積の条件は無し）	
補足説明	①現地測量もしくは修正測量業務 ・地域区分、縮尺（精度）、測量面積が確認できる資料（契約書、設計書、位置図等）を添付すること。 ・地域区分における大市街地・市街地（甲）・市街地（乙）又は都市近郊とは、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）令和8年度版 [国土交通省大臣官房技術調査課監修]」第2編第1章表1-1-2 に示すとおりである。	
配置予定技術者の能力		
管理技術者の要件（管理補助技術者も同要件）		
配置の要否	○配置を求める。	
保有資格	下記の資格を有すること。	
資格種別	① 測量士	
業務経験	下記の同種業務及び類似業務のいずれかと用地測量の経験を有すること。	
評価対象期間	過去 15 年度分までの業務経験が対象 （2011年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。）	
同種業務	企業の能力に求める同種業務に同じ。	
類似業務	企業の能力に求める類似業務に同じ。	
用地測量	企業の能力に求める用地測量に同じ。	
補足説明	企業の能力に求める補足説明に同じ。	
手持ち業務量の要件	全ての手持ち業務の契約金額合計及び件数が下記の要件を満たすこと。 5億円未満かつ10件未満	
申請者との雇用関係	参加表明書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。	
管理補助技術者	○配置可	

照査技術者の要件	
配置の要否	○配置を求める。
保有資格	下記の資格を有すること。
資格種別	① 測量士
申請者との雇用関係	参加表明書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。
担当技術者の要件	
配置の要否	○配置予定者の配置を求める。
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。
資格種別	① 測量士 ② 測量士補
業務経験	×競争参加資格として求めない。
申請者との雇用関係	参加表明書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。
最大申請可能人数	1 名 (35歳以下の若手担当技術者を配置する場合は2名まで可能とする。)

「基本的事項」に関する注意事項

注1) 記載の参加形態及び参加資格等を有していること。

注2) 地域要件を設定している業務の場合

近畿2府4県とは、下記に基づく営業所が、近畿2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）に所在すること。なお、建設業法上の営業所が申請書等の提出時に登録されていない場合は、その所在を証明する公的資料を添付すること。

※測量業務の場合＝測量法に基づく営業所

「企業の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務実績を1件以上有すること。

注2) 業務実績に関する取扱は、下記のとおり。

- ①元請けとしての業務実績に限る。（再委託による業務の実績は評価対象外）
- ②完成し引渡し完了しているものに限る。
- ③設計共同体の業務実績の場合は、申請者が分担して実施した業務実績に限る。

注3) 実績評価対象となる業務の発注機関は以下のとおりとする。

- ①阪神高速道路株式会社・グループ会社
- ②高速道路会社、指定都市道路公社
- ③国土交通省、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関
- ④都道府県、政令指定都市、これらの関係機関
- ⑤市町村、これらの関係機関
- ⑥公益民間企業（鉄道・空港・電気・ガス・通信）
- ⑦その他民間企業

指定都市道路公社とは、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社のことをいう。また、公益民間企業とは、テクリス登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業（法人）のことをいう。

「配置予定技術者の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務経験を1件以上有する技術者が配置できること。

注2) 業務経験に関する取扱は、下記のとおり。

- ①元請けとしての業務経験に限る。（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は評価対象外）
- ②完成し引渡し完了しているものに限る。
- ③設計共同体の業務経験の場合は、配置予定技術者が分担して実施した業務経験に限る。

注4) 業務経験評価対象となる業務の発注機関は、上記「企業の能力」注3)に同じ。

注5) 手持ち業務量の金額及び件数の算出等については、別紙-1.1を参照すること。

手続に関する期間等

業務名		用地現況平面図修正測量等業務(2026)
契約責任者	役職名	建設事業本部長
	氏名	下田 健司
担当部署 (申請書等提出先)	部署名	建設事業本部 建設企画部 総務・経理課
	郵便番号	〒 530-0005
	住所	大阪市北区中之島3丁目2番4号 中之島フェスティバルタワー・ウエスト8階
	電話番号	06-6203-8888(代)(内線50451)
	E-mail	keiyaku-jh@hanshin-exp.co.jp
開札場所	部署名	建設事業本部 建設企画部

公示日		2026年 3月 25日 (水)	
①	設計図書等の交付期間	2026年 3月 25日 (水) から 2026年 4月 6日 (月) 午後4時まで やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで (土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律 第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く。)	
	閲覧資料	閲覧対象資料なし(ダウンロード資料のみ)	
	閲覧期間	—	
	閲覧場所	—	
②	本業務に関連する交付図書に対する質問の提出期間	公示日に同じ。 から 2026年 3月 30日 (月) 午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)	
③	参加表明書等の提出期間	公示日に同じ。 から 2026年 4月 6日 (月) までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)	
④	競争参加資格の確認の基準日	公示日	時点
⑤	競争参加資格確認結果の通知日	2026年 4月 17日 (金)	
⑥	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明要求期限日	2026年 4月 24日 (金)	まで
⑦	本業務に関連する交付図書への質問に対する回答の閲覧期限	入札の締切(1回目)の日の午後4時まで	
⑧	入札の締切	1回目	2026年 4月 27日 (月) 午後5時00分
		2回目	2026年 5月 18日 (月) 午後5時00分
⑨	開札日時	1回目	2026年 4月 28日 (火) 午前10時00分
		2回目	2026年 5月 19日 (火) 午前10時00分

ヒアリングに関する事項

ヒアリングの実施の有無	×実施しない。
-------------	---------

技術評価項目・評価基準等

業務名：用地現況平面図修正測量等業務(2026)

大項目	中項目	評価項目	評価基準	評価				
				配点倍率	管理技術者	照査技術者	担当技術者	
企業 の 能力 (提出書類)	専門 技術 力	成果 の 確 実 性	業務実績の内容 別表-2「企業の能力」に求める実績と同じ 2011年度以降、 別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する ① 同種業務の実績が2件ある。 ② 同種業務の実績が1件ある。 ③ 類似業務の実績が2件ある。 ④ 類似業務の実績が1件ある。 業務実績がない場合は参加資格なし(選定しない)。	1 3/4 2/4 1/4 -	10		
			配置 予 定 技 術 者 の 能 力 (提出書類)	専門 技術 力	保有 資 格	管理技術者資格、その専門分野の内容 *1	下記の順位で評価する ① 該当するものが3つある。 ② 該当するものが2つある。 ③ 該当するものが1つある。 該当資格 ・測量士 ・補償業務管理士(土地調査部門) ・地理空間情報専門技術者 基準点測量1級認定 測量士の資格を有しない場合は参加資格なし(選定しない)。	1 2/3 1/3 -
照査技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する ① 該当するものが3つある。 ② 該当するものが2つある。 ③ 該当するものが1つある。 該当資格 ・測量士 ・補償業務管理士(土地調査部門) ・地理空間情報専門技術者 基準点測量1級認定 測量士の資格を有しない場合は参加資格なし(選定しない)。	1 2/3 1/3 -				-	5	-
担当技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する ① 測量士の資格を保有する。 ② 測量士補の資格を保有する。 上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	1 1/2 -				-	-	5
業 務 経 験	管理技術者の業務経験の内容 *1 別表-2「管理技術者の要件」に求める経験と同じ 2011年度以降、 別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する ① 同種業務の経験が2件ある。 ② 同種業務の経験が1件ある。 ③ 類似業務の経験が2件ある。 ④ 類似業務の経験が1件ある。 業務経験がない場合は参加資格なし(選定しない)。		1 3/4 2/4 1/4 -	10	-	-	
	担当技術者の業務経験の内容 別表-2「管理技術者の要件」に求める経験と同じ 2011年度以降、 別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する ① 同種の経験がある。 ② 類似の経験がある。 ③ 該当なし。		1 1/2 0	-	-	5	
	若手担当技術者の登用	下記の順位で評価する ① 35歳以下の担当技術者が配置される。 ② 35歳以下の担当技術者が配置されない。		1 0	-	-	5	
専 任 性	専 任 性	管理技術者の手持ち業務金額及び件数 (特定後未契約のもの含む) *1		下記の順位で評価する ① 全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満 ② 全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務の件数が7件未満 ③ 全ての手持ち業務の契約金額合計が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満 なお、上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	1 1/2 0 -	5	-	-
		担当技術者の手持ち業務金額及び件数 (特定後未契約のもの含む)		下記の順位で評価する ① 全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満 ② 全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務の件数が7件未満 ③ 全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円以上又は手持ち業務の件数が7件以上	1 1/2 0	-	-	5
技術評価の配点合計				合計	60			
技術評価点(A)				上記配点合計を100点へ換算	-	100		
価格評価点(B)				価格評価点:技術評価点=1:1	-	100		
評価値(A)+(B)				技術評価点(A)+価格評価点(B)=	-	200		

*1 管理補助技術者を配置する場合は、予定管理技術者に代えて、予定管理補助技術者を対象に技術評価する。
ただし、予定管理補助技術者の提出資料及び証明資料等に不備等があり、技術評価できない場合、予定管理技術者を技術評価対象として取り扱う。
*2 各評価項目の評価点数の端数処理は小数第2位までとする。(小数第3位以下を切り捨て)